

行政訴訟についての問題意識

2002.4.8. 全国消費者団体連絡会 司法担当 有田芳子

1. 行政訴訟を消費者・市民にとって利用しやすいものに
 - (1) 相談できる専門家の不足
 - (2) 提訴手数料が高い
 - (3) 裁判管轄
 - (4) 提訴できる期間の延長が必要
 - (5) 裁判をおこしたくても原告適格などで門前払いの心配
 - (6) 団体訴権も必要
2. 裁判においても行政の説明責任を重視してほしい。
3. その他